



平成19年度決算を承認

7月26日（土）に第101回通常組合会開催

さる、7月26日（土）に第101回通常組合会が札幌全日空ホテルにおいて開催された。今回の議案は、理事会専決事項の承認、平成19年度決算の承認及び剰余金処分案の決定で、これらは原案どおり可決された。

以下、組合会の概要についてお知らせする。

なお、平成19年度歳入歳出決算書、事業報告書の詳細については本誌9月1日付け：第1080号附録で公示(道医国保公示第338号)しているのをご参照いただきたい。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き開会され、議員定数64名中37名（最終出席者数39名、他に表決委任状提出者15名）の出席があり成立した。

最初に、飯塚弘志理事長から挨拶があった。

飯塚弘志理事長挨拶

『今日は、全道各地から先生方には週末の何かとお忙しい中をご出席いただきまして、誠に有り難うございます。

また、平素より組合会議員として当組合の事業運営に格別のご支援、ご尽力をいただき、お陰様をもちまして平成19年度の事業につきましては、予定どおり終えることができました。

この組合会におきましては、すでにご案内のとおり、平成19年度の収支決算の承認と、剰余金処分の決定等を主なる議題としております。

平成19年度の決算を見ますと、歳入では医療分保険料は、予算額に比べ若干の減収となりましたが、歳出における保険給付費も全体として減少となりましたので総額では収支それぞれが予算内で決算ができたと思えます。

さて、今年の4月から、新たな高齢者医療制度がスタートをいたしておりますが、現在も何かと問題が生じておりまして混乱をきたしておりますが、それはそれといたしまして、2月の組合会で後期高齢者医療の被保険者となった組合員の方々が引き続き当組合員として加入頂くため規約を改正するなどその趣旨を周知させて頂いた結果、約8割強の組合員の諸先生がお残りを頂きました。

また、縣案となっております特定健診の実施体制の問題でございますが、北海道医師会の協力によりまして、1,800を超える医療機関の参加をいただいております。

5月中旬には当組合の該当被保険者全員に受診券を当組合からお送りいたしました。現在、無事特定健診が開始されているとの報告を受けております。



飯塚弘志理事長挨拶

今後とも組合会議員をはじめ組合員各位の一層のご理解とご支援をお願いする次第でございます。

本日お諮りする各議案につきましては、慎重審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今年は、12月25日を以て当組合創立50周年を迎えます。これを記念して明年2月21日（土）には組合会終了後、記念式典を挙げる予定といたしておりますので、ご出席頂きたいと存じます。』



次いで、堀江議長から議事録署名議員として、次のとおり指名した。

根室市外三郡:江村 裕司 議員、渡島:大北 健男 議員

この後、平成19年6月から平成20年5月までの1年間にご逝去された55名の組合員の方々のご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

報告事項に入り、本年4月から6月までの業務報告が赤倉昌巳常務理事からなされ、報告どおり承認された。

ここで議長は堀江議長から今 哲二副議長に交代した。

議案第1号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

(1)「平成20年度自家診療特認医療機関の指定について」

(2)「健康診査実施規程等の一部改正について」
赤倉常務理事が上記の2項目について提案理由を



赤倉昌巳常務理事提案説明

説明し、理事会専決どおり承認可決された。

議案第2号 平成19年度歳入歳出決算について	
歳入総額	2,446,153,570円
歳出総額	2,383,837,689円
歳入・歳出差引残額	62,315,881円

千秋亨常務理事が詳細な説明をし、その後、岩本英男監事から内部監査報告、津田哲哉監事から、公認会計士により実施された外部監査の監査報告が行われた。

審議の結果、理事者提案どおり承認可決された。



千秋亨常務理事決算提案説明

議案第3号 平成19年度歳計剰余金の処分について

歳入歳出差引剰余金	62,315,881円
準備積立金	10,047,000円
特別積立金	12,856,000円
別途積立金	0円
翌年度会計繰越金	39,412,881円

千秋常務理事が提案理由を説明し、上記の剰余金処分について理事者提案どおり承認可決された。

以上で予定された議案がすべて終了し、飯塚理事長から閉会の挨拶があり、第101回通常組合会は午後4時45分閉会となった。

道医師国保組合お知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような被保険者の異動のときは、国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響しますので、お早めに届け出をお願いいたします。

記

◎資格取得（加入）＝出生、転入、社会保険離脱、准組合員（従業員）の雇用

【住民票（写し可）を添付】

◎資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、准組合員（従業員）の退職

【被保険者証を添付】

※届け出用紙の備付＝各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）または、本組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

※届け出用紙の提出先＝各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）です。

北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館 6階

TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414